



じんちょうげ

高井会計だより

編集 発行人
税理士

高井直樹

事務所 〒500-8335
岐阜市三歳町4-2-10
TEL 058(253)5411(代)
FAX 058(253)6957

◆ 3月の税務と労務

3月

(弥生) March

20日・春分の日

国 税 / 平成23年分所得税の確定申告

2月16日～3月15日

国 税 / 個人の青色申告の承認申請 3月15日

国 税 / 贈与税の申告 2月1日～3月15日

国 税 / 2月分源泉所得税の納付 3月12日

国 税 / 個人事業者の23年分消費税の確定申告

4月2日

国 税 / 1月決算法人の確定申告

(法人税・消費税等)

4月2日

国 税 / 7月決算法人の中間申告

4月2日

国 税 / 4月、7月、10月決算法人の消費税の

中間申告 (年3回の場合)

4月2日

地方税 / 個人の都道府県民税、市町村民税、事業税

(事業所税) の申告

3月15日

日	月	火	水	木	金	土
.	.	.	.	1	2	3
4	5	6	7	8	9	10
11	12	13	14	15	16	17
18	19	20	21	22	23	24
25	26	27	28	29	30	31



更正の請求期間の延長

昨年12月2日に施行された税制改正法により、同日以後に法定申告期限が到来する国税については、納税者が更正の請求をできる期間が原則5年(改正前1年)に延長されました。これに併せ、税務署等がする増額更正の期間制限も原則5年(改正前3年)に延長されています。

経営リスク

自転車事故に 対する 使用者責任



通勤途中の交通事故や体力消耗による業務効率の低下といったリスクに対応するために、自転車通勤規定を作成し、自転車通勤を許可制にして、自転車保険への加入を義務付けている企業が増えています。未だ対応されていない企業の方は、自転車に関しどのような経営リスクがあるのか理解を深め、必要な対策をとる必要性があります。

[1] 自転車事故の現状

近年、交通事故全体に占める自転車事故の割合が増加してきています。自転車は免許が要らない最も身近で便利な乗り物で、通勤はもちろん、ちょっとした使いにと毎日使用されている方も多いのではないのでしょうか。

しかし、自転車は、歩行者に衝突すれば相手を死亡させてしまうこともあります。このような場合、自動車と同様、刑事的に重過失致死傷罪などに問われ、民事的にも損害賠償請求をされる可能性があります。

自動車と異なり損害賠償責任保険に加入義務のない自転車の運転者は、義務のない自転車の運転者は、損害賠償請求をされると多額の支払を自己負担することになり、従業員が「事業の執行中」に事故を起こした場合には、会社側も『使用者責任』（民法七一五条）に基づく損害賠償責任を問われる可能性があります。

[2] 自転車事故の発生状況 (平成二十二年)

警察庁によると、自転車が当

事者となった交通事故件数は、前年より減少し、一五万一、六二六件となっています。

しかし、近年は交通事故全体の件数が減少している中で、自転車事故は交通事故全体の二〇・九%を占めており、これは十年前の一・一二倍となっています。

自転車が当事者となった死亡事故（自転車関連死亡事故）件数は、十年前より減少していますが、死亡事故全体に占める割合は十年前の一・二三倍となっています。

原因としては、自転車の普及台数の増加だけでなく、携帯電話でメール（電話）しながら、あるいは音楽を聴きながら自転車で乗っている人や歩いている人が増えたことなど、交通マナ

1の悪化が考えられます。

[3] 自転車に対する罰則

道路交通法では、自転車は軽車両に分類されますが、自動車と異なり行政処分となる反則金制度（青切符）はありませんので、摘発を受けると刑事罰対象の赤切符が交付されます。最近では、競輪用「ピスト」などブレーキの無い自転車（ペダルを逆回転させて速度を落とす自転車）の取り締まりも始められ摘発されています。

- (1) 飲酒運転の禁止
酒酔い運転は自動車同様に五年以下の懲役又は一〇〇万円以下の罰金
- (2) 安全運転義務違反
手放し走行やスピードの出すぎは安全運転義務違反で三ヶ月以下の懲役又は五万円以下の罰金
- (3) 夜間ライト点灯義務・ブレーキ不良自転車の運転禁止
五万円以下の罰金
- (4) 重大な過失で人を死傷させたとき
重過失傷害や重過失致死が

適用され五年以下の懲役又は五〇万円以下の罰金

(5) 信号無視・交差点での一時停止違反

三ヶ月以下の懲役又は五万円以下の罰金

[4] 自転車保険

自転車事故に対応する保険(自転車保険)にはどのようなものがあるのでしょうか?

以前は、損害保険会社に「自転車総合保険」という、自転車に乗っているときのケガの補償(歩行中に自転車に衝突されたときのケガも含む)と自転車に乗っているときの損害賠償事故(対人賠償・対物賠償)を補償する保険がありました。残念ながら現在はほとんどなくなってきました。現在では、「個人賠償責任保険」という保険を自動車保険や火災保険などの特約に付ける方法になってきています。

[5] 自転車保険に代わるもの

↳TSMマーク

自転車保険以外の方法で、保

険と同等かまたはそれに相当するような補償を得る方法はないのでしょうか?

実は、自転車にはTSMマークというものが貼られています(全ての自転車と言うことではなく、あくまで基準をクリアしているものに貼ってあるものです)。

T Sとは、Traffic Safety = 交通安全の略です。これは、その名のとおり自転車を安全に利用してもらうための制度で、自転車安全整備士が普通自転車を点検・整備して安全の確認をしたときにこのT Sマークが貼られます。ちなみに、平成二十三年二月現在、自転車安全整備士がいる店は、全国に約一、五〇〇店あります。

このT Sマークには、T Sマーク付帯保険というものがあり保険が付いています。このマークには三種類あり、色によって補償額が変わってきます。死亡もしくは重度後遺障害を負わせたとときの賠償責任補償の場合、青色 = 一千万円、赤色・緑色 = 二千万円となっています。怪我の入院は一五日以上が対象にな

っています。しかし、有効期限が整備(点検)した日から一年間です。せっかくマークが貼ってあっても期限が切れていることがありますので、再度整備士に点検してもらい、更新しておくことが必要です。

[6] 使用者責任とは?

民法七一五条による『使用者責任』は、「ある事業のために他人を使用する者は被用者がその事業の執行について第三者に加えた損害を賠償する責任を負う」とありますので、「事業の執行」中に事故を起こした場合に問題となります。そして、人身、物損、いずれの事故にも適用され

ます。なお、民法七一五条にいう「被用者」とは、判例によれば、報酬の有無・雇用期間の長短を問わず、使用者の選任によってその指揮監督のもとで使用者の経営する事業に従事している者とされています。また、「事業」も「仕事」と同じと考えてよく、使用者と被用者との契約はどんな契約でも構いません。必ずし

も有効な契約であることを要しないとされています。従って、口約束での請負契約であっても、実態を見て使用者の指揮監督のもとで働いているような場合には、その請負業者の事故に対して、使用者責任が発生する可能性があります。

また、使用者責任は原則として通勤時には適用されませんが、自動車の場合には通勤時の事故であっても使用者責任を認められた裁判例もあります。

このように、会社側も『使用者責任』に基づく損害賠償責任を問われる可能性がありますので、社用自転車はもろろんのこと、自転車通勤の従業員にも自転車保険や個人賠償責任保険への加入を義務付ける、T Sマークの貼られている自転車かどうか確認するなどの対策が必要ではないでしょうか。

また、自転車に限らず、車でも歩行者でも言えることですが、交通ルールを守って左右の安全確認、一時停止、徐行などを心がける等、事故を未然に防ごうという意識も大切ではないでしょうか。

健康管理の重要性

～経営者の健康維持は最大のリスク管理～

2010年の帝国データバンクの調査によれば、経営者の平均年齢は59歳7ヶ月。国立がんセンターがん対策情報センターの資料によると、50歳代男性のかかりやすい病気は、胃がん・大腸（結腸・直腸）がん・肺がんとなっています。

これらの病気における平均入院日数は約1ヶ月、自己負担合計額は約93万円との保険会社の調査もあり、がんになると長期にわたり仕事に穴を開けることとなります。経営者が病気を患うことによる企業としての損失は甚大で、経営者の健康維持こそ最大のリスク管理と言えるでしょう。

経営者自身の健康管理は、組織運営や企業経営において欠かすことのできない重要な要素です。経営のトップが体に不安を抱えているのは、組織やチームが成長に向けて前進しているときや危機を乗り越えようと

チャレンジしているときに従業員の士気や組織のエネルギーが弱まってしまう危険があります。経営者は、日々健康維持・体力増進に取り組むとともに、人間ドックなどの検診を受診し、健康状態を把握してメタボや病気を未然に防ぐ「先手必勝」の健康管理が必要となってきます。

また、従業員の健康管理も企業の社会的責任となってきています。従業員の身体の不調や病気は作業効率・生産性の低下を招くことは明白ですし、近年では心の病を抱える従業員の増加も大きな社会問題になっています。

法定の定期健康診断実施項目に加え生活習慣病健診を実施する、ウォーキングイベントなど健康づくりのためのイベントを実施する、産業医・保健師などが健診結果を踏まえた保健指導を行うなど、経営者には従業員の健康維持・増進に向けての具体的な取組みも求められています。

「ピスト」とは？

ピストはピストレーサーの略で、固定ギアの自転車のことです。トラック、トラックレーサーとも呼ばれます。

固定ギアとは車輪が空転しない仕組みで、ペダルの動きと車輪が直結しています。変速機も付いておらず、踏んだ力がほぼそのまま車輪に伝わります。また、構成部品が少なくシンプルな外観をしており、メンテナンスが楽で、故障しにくい特徴もあります。

このように、構造が単純で装備性・耐久性に優れており、「速く走れる」として人気が高まっていますが、ブレーキを両輪装備なしの状態又は片輪しか装備していない状態（ノーブレーキピスト）で日本国内の公道を走ることは、公道を走る際の必須装備を備えていないため道路交通法違反となります。全国の警察は赤切符を切るなどして取り締まりに乗り出しています。

“オレ流”落合監督退任

「勝つことが最大のファンサービス」と公言し、勝利至上主義に徹してきた落合博満監督が二〇一一年限りで中日のユニフォームを脱ぎました。二〇〇四年の就任からリーグ優勝が四回、日本一が一回、常にAクラスという成績でした。二〇〇七年の日本シリーズでは、完全試合目前の山井投手を降板させて物議を醸しました。

素っ気ないマスコミ対応、ファンや球団関係者と交流がないことなどから、チームの顔として監督に営業的センスも求められる時代に観客動員が減り続けたため、続投とはならなかったようです。しかし、敵役としてこれほどの存在はいません。ぜひ違うユニフォーム姿を見てみたいですね。